

令和7年度ヤンバルクイナ野生復帰技術確立のための試験実施等業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度ヤンバルクイナ野生復帰技術確立のための試験実施等業務

2. 業務の目的

環境省では、平成21年度にヤンバルクイナ飼育繁殖施設を設置し、ヤンバルクイナの飼育及び繁殖技術の確立を目指している。飼育下繁殖については、最終的に野生復帰が可能な個体群の育成を目指しており、平成25年度からヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループ会合での検討を行い、飼育繁殖個体の放鳥試験を実施してきた。その結果、野生復帰可能な個体の飼育に関する重要な知見が明らかとなってきた一方で、野生個体と同等の生存率に達していない、繁殖成功事例が限られている等の課題は残されており、引き続き知見を蓄積する必要がある。

本業務は、放鳥されたヤンバルクイナの追跡を行い、野生復帰可能な個体群の飼育繁殖技術を確立するための知見のうち、特に繁殖に関するデータ及び放鳥直後の行動データを収集することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 追跡調査

国頭村及び大宜味村内にて放鳥されたヤンバルクイナ10個体程度について、本種の繁殖期である4、5月の間に20日以上、放鳥直後の9、10月の間に20日以上の合計40日以上追跡調査を行う。追跡調査では、一般的な野生動物追跡調査において使用されるVHF受信機を用いて、各放鳥個体が発する電波の受信を行う。放鳥地点を中心に半径1km程度の範囲を車で回り、各個体の電波の受信を試み、各個体の位置を特定する。繁殖期については、個体の位置の特定と受信状況から、可能な限り繁殖状況の把握、営巣位置の特定を行う。放鳥直後の追跡は、行動範囲の把握に主眼を置き、1日あたり、各個体につき計4回程度位置の特定を実施する。記録用紙に個体毎の受信位置、電波の方向、電波の強度、及び音声などその他記録する。VHF受信機はやんばる自然保護官事務所（以下、「事務所」という。）から貸与する。詳細は事務所の担当官（以下、「環境省担当官」という。）の指示に従うこと。

(2) 救護等

(1)の調査中に追跡個体からスリープモードを受信した場合や、電波に異常がみられた場合、目視等により放鳥個体に異常が感知された場合には、ただちに環境省担当官に連絡し、必要に応じて個体の搜索や救護を実施する。救護が生じた場合は、環境省担当官の指示により、本種の治療経験のある動物病院に搬送し、治療を受ける体制を確保すること。

(3) 結果分析

追跡結果をとりまとめ、追跡個体の行動圏等や繁殖の実態を分析・考察する。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(3)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和7年12月19日(金) まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 2部(A4判簡易製本15頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚(セット)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所やんばる自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指

示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R」という。仕様書において、DVD-R 以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。